

<b>ClassNK PSC Bulletin</b>	Date:	25 June 2019
	No:	NK-PSC-18
	Attachment	No / <del>Yes</del> page(s)
Title:		
外国船舶監督官が指摘しているバラスト水管理条約に関する事項		
Typical deficiency (outline of comment) by PSC:		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 条約証書と有害水バラスト汚染防止措置手引書間での記載内容の不一致</li> <li>➤ 水バラスト記録簿等への不適切な記録</li> <li>➤ D-1 規則適用の証書を有する船舶におけるバラスト水処理装置の稼働</li> </ul>		
Port State	Country: All countries	Port: All ports
Action taken by PSC:	Detention / <u>Rectify before Departure</u> / Other	
Description:		
<p>PSC 検査において、以下に示すようなバラスト水管理条約で要求される図書類およびオペレーションに対する指摘が散見されております。</p> <p><b>図書類への指摘</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害水バラスト汚染防止措置手引書(以下、手引書)と国際水バラスト管理証書(以下、証書)との記載内容の不一致。 (適用可能なバラスト水交換方法(シーケンシャル方式及びフロースルー方式)の記載。)</li> <li>・ 業務上の主要言語(英語、フランス語、スペイン語以外)で記載された手引書の不所持</li> <li>・ 水バラスト記録簿(以下、記録簿)における附属書付録 II に定められた情報の欠落(水深等)</li> <li>・ 記録簿の未記入及び船長の署名の未記入。</li> <li>・ バラスト水管理報告用紙内での誤記(塩分濃度の代わりに海水密度を記載)</li> </ul> <p><b>オペレーション上の指摘</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証書上 D-1 規則のみを適用している船舶におけるバラスト水処理装置の稼働 (特定港湾の要求により、バラスト水処理装置の稼働が計画されている場合、D1 および D2 規則両方への適合または D2 規則のみへの適合を示す証書の所持が求められる場合がある。)</li> </ul> <p>これらの欠陥が発見された際には、出港前是正要求により運行計画の著しい変更を余儀なくされる場合があります。かかる状況に鑑みまして、貴社管理船におかれましては、上記指摘事例をご参考に、バラスト水管理条約への対応状況を今一度ご確認いただきますようお願い致します。</p> <p><b>バラストポンプの整備</b></p> <p>また、バラスト水管理条約としての指摘ではないものの、バラストポンプの漏れに対する指摘も散見されており、今後はバラスト水管理条約にかかわる項目として、指摘が増加する懸念もありますことから、当該ポンプの整備には、なお一層の注意をお願い致します。</p>		